

「ふるさとを調べるって 楽しいな」

北条小学校3年生は、「調べよう ふるさと北栄」という総合的な学習をしています。地域の自慢したいものを調べる学習を通して、地域の良さに気付き、より愛着を持つことができると考えています。

3年生の子どもたちは、調べたいことを考えたうえ、「らっきょう」と「ぶどう」を詳しく調べたい特産物に決めました。

当日は生産者の石水恵子さんから、らっきょうについての話を聞いたり、らっきょうの生育の様子を見たり、子どもたちも鍬を持って、穴掘りや土寄せをしたりする体験を通して、農作業の大変さを実感したようです。

その日の学習では、らっきょうの種類によって、収穫の数や大きさが違うことに気付きました。

質問コーナーでは石水さんが感心するような質問もたくさんあり、大変楽しい学習になったようです。

今度は、6月に子どもたちが収穫したららっきょうを加工して学校に持ち帰る予定です。

農業委員会の広報誌「菜種」では、今後も子どもたちの地域の食育に関する記事も載せていきたいと考えています。

農業の中で輝く北栄の子どもたちを見守りながら。

（淀瀬 千賀子）

祝

農林水産大臣賞受賞にあたって

北栄町農業委員会会長

近藤 貞裕

この度、大変大きな賞を受けることになり、身の引き締まる思いをしています。これも平素から支持・支援・叱咤・激励していただいた皆様と共に受けた賞だと思えます。

私が農業委員に出た平成の始めの頃は世の中好景気の最中で、農産物を作ればそれなりの価格が付き評価を受け、販売ができましたので、農業委員会も農地のかけ合い等、農地相談も多い時期でした。その後日本はバブルの崩壊が始まり、世の中の不景気につられて農作物も再生産に値する価格が付かなくなりました。

また、行政改革の一環として町村合併が始まり農業委員も削減になり、一委員で何集落も受け持たなければならぬ事態になりました。

さらに、鳥インフルエンザに始まり口蹄疫と景気の回復もできず、農業を取り巻く環境は厳しさを増してきています。

農業は人間が生きていく一つの根幹である食べ物の生産にたずさわり、さらに国土保全という多面的機能を持っている

職業ですのも、もっと誇りを持って仕事に向かつていかなければと思えますが、現実はそのような所がありません。

農業従事者の高齢化や後継者不足により十分な土地の維持管理のできない遊休農地が増えています。

我々農業委員は今後とも、新規就農者の掘り起こし、担い手農業者の方々に北栄町農業の技術・文化等を受け継いでもらえるよう支援等に努力していく考えでありますのでよろしく願います。



農林水産大臣賞授与の様

原発事故による「風評被害」を無くしよう！

皆さんもご承知のとおり「福島原発」事故による「放射性物質」によるとする農畜水産品の消費停滞です。たとえば、「放射線量が基準値以下でも福島県産というだけで売れない、買わない」これが風評被害です。

風評被害は皆さんの不安、マスメディアによる報道、市場流通関係者の過剰反応の相乗効果でつくりだされるという研究があるそうです。

過剰に反応しないために大切なのは、問題の正体を知り理解する事です。確かに放射能は「目に見えず、臭いもない物質」です。皆さんも少し努力をしてできるだけ正確な知識や情報を得ることが惑わされない秘訣だと思います。

農漁業者は「動植物」の命を育てるパイロットです。その者達は失業保険もなく、種も播けず、売れない牛乳をも搾らなければならぬ。しかし、食べ物を作り、農地を守るのが農家なのに、それができない・・・。

風評被害をなくし、被災農漁業者を応援したいと思っています。

ガンバレ 日本！ ガンバレ 東北！

(河原廣美)

優秀農業川柳

1月28日(金)に行われた「農業が結ぶ・地域のきずな」「オーラル北栄アグリフォーラム」で募集した農業川柳の受賞作品から一部をご紹介します。

※一般の部

【町長賞】

野菜すら 履歴書つけて 売る時代

【議長賞】

薄紅を ひいて畑に 嫁デビュー

【農業委員会会長賞】

食料を 輸入だのみじゃ 国滅ぶ

酒井 具視(東京)

佐々木 恭司(神奈川)

桑本 正利(北栄町)

がんばってます 農業後継者!

井勝 耕太(江北浜)

今年には正月からの天候不順の影響からか、季節が一巡り遅れているようです。3月には大震災が起きて被害に会われた方々の心中を察すると、言葉が出ません。一日でも早く平穏な日々に戻る事をお祈り致します。

今回の農業人は、江北浜の井勝耕太君(29才)です。今年で就農5年目、白ねぎ、らっきょう、アスパラガス等の野菜を中心に、他にブドウ、桃の栽培を行っています。若さと器用さを買われ、中北条水田生産組合ではオペレーターを中心に、ヘリ組合では農薬散布ヘリを巧みに操作しています。若さは素晴らしい事ですね。少々の無理は彼にとつては何でもないようです。そんな井勝君には別の顔があります。彼は剣道四段の免状を持ち、週3回子供達を鍛錬している頼もしい先生でもあります。昼夜忙しい彼には、健康に充分気をつけて益々の活躍を期待しています。

(前田浩明)



遊休農地でシゲ起こし(亀谷)

亀谷部落の下條班では毎年遊休農地に古代米を作付けし、班内の親睦につなげています。

春の種まきから始まり、6月に田植え、10月稲刈り、ハデ掛け、11月稲こき、12月には収穫した古代米でもちつきをし、班内の全世界で、盛り上がっています。

中心者の山本忠人さんによりますと、有機栽培、減農薬にこだわって稲作りをしている事、また、班内の皆さん大人から子供まで出て作業をする為、普段会えない人とも会うことが出来るので親交が広がるそうです。作業終了後に行う懇親会は皆さん大変楽しみにされています。今後も出来るだけ続けていきたいとのこと。

(齋尾智弘)



農繁期の人手不足解消のための

短期アルバイト 求人申込のご案内

北栄町では、農繁期における労働力確保の一環として、今年度試験的に、短期の労働雇用に希望される農業者からの求人情報を役場の広報媒体を使用して広く情報提供することとしました。短期アルバイトを募集されたい農業者は、下記手順によりお申し込みください。役場庁舎内および町ホームページ等で広く情報を提供いたします。ご不明な点は、北栄町産業振興課までご連絡下さい。

【電話36-5565】

※申し込みの手順

1. 「アルバイト求人申込書」(町HPからもダウンロードできます)に必要事項をご記入の上、次の方法でお申し込み下さい。

①FAX 【 FAX 36-4595】

②郵送 【 〒689-2111 北栄町土下112
北栄町 産業振興課 】

③直接手渡し 【 役場大栄庁舎 町民課 または
役場北条庁舎 産業振興課 】

④メール 【 sangyo@e-hokuei.net 】

2. 求人申込書が届きましたら、求人の内容を確認後、以下の方法で掲示します。
 - ・役場大栄庁舎・北条庁舎に各1ヶ所(窓口)に求人申込一覧表を設置
 - ・北栄町ホームページに求人申込一覧表を掲載
3. 求人申込書を見た求職者が、直接申込者へ電話等で連絡をします。
4. 以降は、申込者と求職者との話し合いで採用をお決め下さい。求人申込書は、記入いただいた応募締切日まで掲示しますが、必要な人員が確保できた場合等、締切日前に応募を打ち切る場合には、速やかに役場産業振興課までご連絡下さい。
※当事者間でのトラブル等に対して役場が仲介役となることはありませんので予めご了承ください。
5. 募集終了後、結果について役場から聞き取りのご連絡をさせていただきます。

□「食のみやこ鳥取県」

販売拠点施設の概要について□
～J Aからのお知らせです～

販売拠点施設「わったいな」は、平成22年度産地収益力向上支援事業（国庫5割補助）の承認を受け、昨年12月に入札を行いました。すでに工事に着手しており、今年の6月の開業に向け準備を進めています。

この販売拠点は県外から多くの観光客が訪れます。「鳥取の食」の素晴らしさをアピールし、お買い求めいただく絶好の機会となります。皆様からの農産物や加工品の出荷をお願いします。



農地流動化情報

各集落や地区内における農地の売買契約、貸借契約に至らなかった土地について、地区外などからも広く対象者等を募ることを目的として、流動化の情報を公開します。

詳細については「農地流動化情報台帳」として農業委員会で閲覧できます。

※買い手、借り手の方については、耕作面積等農家要件が必要です。

※掲載を希望された情報です。

《売りたい・貸したい》

No.	農地の所在	地目	面積(a)
1	江北東馬場谷(貸借のみ)	畑	23
2	江北岩谷(貸借のみ)	畑	11
3	江北東高浜(貸借のみ)	畑	12
4	江北吉国(貸借のみ)	田	34
5	国坂西大野	畑	39

全国農業新聞とは

今回は、全国農業新聞に関してご説明します。

「農地」、「経営」、「暮らし」、「地域」、「女性」の5点を編集の重点項目にした、「農地を守り、担い手を応援する専門情報誌」です。

☆ぜひ読んでもらいたい方

- ① 認定農業者
- ② 農業者年金受給者、加入者
- ③ 女性農業者・女性グループ
- ④ 青年農業者
- ⑤ 農地所有者

農業委員(会)は、日本農業新聞の購読を推進を
しています。

- ・ 毎週金曜日発行
- ・ 購読料 月額600円(送料込み)
- ・ 問い合わせ 農業委員会事務局まで

シリーズ 農業委員活動 ⑥

〔編集後記〕

急に暑くなり、農家の皆さんは猫の手も借りた
毎日を送っていることだと思います。その一方
で東日本大震災によって、畑を失い、また、原発
事故により、出荷制限、風評被害に苦しむ被災地
の農家。同じ農家として言葉になりません。また、
大津波によってたくさんの大切な命が失われまし
た。5月8日は「母の日」。津波で母を失った子
供たちが白いカーネーションを亡き母に捧げる姿
がテレビに映し出され、涙が止まりませんでした。
この子供たちのためにも一日も早い復興をそして、
子供たちに笑顔を…。

(淀瀬千賀子)

「菜種」に相談コーナーを設けます。農業全般
のあらゆる問題について相談を受け、わかりやす
く回答したいと思います。農業委員会事務局まで
お寄せください。

広報委員

- 淀瀬千賀子 河原廣美 前田浩明
森本真理子 大西仁美 齋尾智弘

農地の賃借についてQ&A

Q 利用権の設定を行わず、貸し手と借り手の約束のみで農地の貸し借りはできませんか？

A できません。

本来、農地の貸し借りや売買は農地法(第3条)により規制されています。

しかし、利用権を設定する場合は、農地法の適用を受けずに農地の貸し借りや売買が可能になります。

貸し手と借り手の当事者間での約束のみで貸し借りすることは「ヤミ小作」と言われ農地法違反になります。

「ヤミ小作」は、契約そのものが法的に効力を生じませんので、貸し手、借り手の権利を守ることができません。

また、後々のトラブルの原因となることことが多いため、農地の貸し借りをする場合は必ず利用権の設定を行ってください。

町や農業委員会が介在することで、「貸したら返ってこない」などの心配がなく、安心して農地の貸し借り、売買ができます。

※詳細については農業委員会事務局へお問い合わせください。